

W01430767 号-0

平成 19 年 9 月 5 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 ク里斯 ウォルター



## 平成 19 年度 第 1 回定期監査 報告書

### (全体総括)

#### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 19 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考查室、再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所、濃縮・埋設事務所、他	
監査実施日	平成 19 年 7 月 10 日 ~ 8 月 8 日 (断続的に 10 日間)	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	[Redacted]、[Redacted]、[Redacted]

#### 2. 監査対象部門及び監査の視点

##### 2.1 監査対象部門

平成 19 年度 第 1 回定期監査は下表に示す 4 グループ別に実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	「室」部門 (品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考查室)
(その 2)	再処理事業部
(その 3)	濃縮事業部
(その 4)	埋設事業部

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

## 2.2 これまでの監査経緯

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

### (1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿（以下、JNFLという）の品質保証体制の確立に係わる改善策（以下、「改善策」という）が、その実行規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。対象部門は、「改善策」の直接的展開部門である「室」部門及び再処理事業部とした。

### (2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

監査対象に「改善策」の水平展開部門として濃縮事業部及び埋設事業部を加え、次の視点で監査を実施した。

#### ■ 「室」部門及び再処理事業部

両部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

#### ■ 濃縮事業部及び埋設事業部

- ① 再処理事業部で策定した「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮／埋設事業部の既存の規定類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性を評価した。
- ② 品質保証活動の基本事項である、品質目標の設定／展開状況及び事業部長レビュー状況を評価した。

### (3) 第3回定期監査(平成17年度第1回)

上記第2回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目におけるP D C A（計画、実行、監視評価、改善）の展開度の確認に注力した。

### (4) 第4回定期監査(平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況の確認を行った。

### (5) 第5回定期監査(平成18年度第1回)

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況を確認すると共に、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した（プロセス監査）。このプロセス監査は、従来の横糸的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦糸的な監査（業務プロセスを対象とした監査）を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

### (5) 第6回定期監査(平成18年度第2回)

前回の定期監査と同様に、プロセス監査を主体とし、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることの検証に注力した。再処理事業部に対しては可能な限りアクティブ試験に係る対象分野を選定してプロセス監査を実施した。濃縮事業部に関しては広い分野から6案件を抽出し、埋設事業部に関しては4案件を抽出した。「室」部門に対してはプロセス監査対象の格好の対象がないので、品質保証活動の基本活動に焦点を当てた監査を実施した。

### 2.3 平成 19 年度 第 1 回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された定期監査を通じて、常時の品質保証活動に P D C A を意識する機運が根付いていることを観察してきた。その一つの証は、規定文書類の新規制定／改正活動の充実であった。

定期監査が 4 年目になることを考慮して、「室」部門及び再処理事業部に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行って、各項目の P D C A 展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価することを計画した。併せて、各事業部に関して、これまで実施機会がなかった「現場監査」を取り入れることとした。

平成 19 年度の部門別の監査視点は表 1 の通りである。

表 1 平成 19 年度の監査視点

監査対象部門	監査視点
「室」／再処理事業部	<p>① 「改善策」の全項目を対象にした「総括としての監査」。 「改善策」は、表 2 に示す広い分野に亘っているので、平成 19 年度の第 1 回、第 2 回の定期監査で分割対応する。</p> <p>(再処理事業部に対して)</p> <p>② 現場監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 放射線管理部 放射線施設課</li><li>・ 運転部 分析課</li><li>・ 運転部 廃棄物管理課</li></ul>
濃縮事業部／埋設事業部	<p>① 「改善策」の水平展開として「改善策」の理念が既存規定類に盛り込まれていることの確認が第三者監査の起点であった。この背景を踏まえて、前回の定期監査以降に実施された規定類の新規策定／改正状況、及び当該規定類に基づく品質保証活動の実行状況の確認を行う。</p> <p>② 現場監査の実施</p> <p>(濃縮事業部)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全管理部 放射線管理課</li><li>・ ウラン濃縮工場 濃縮運転部 運転課</li><li>・ ウラン濃縮工場 濃縮運転部 保修課</li></ul> <p>(埋設事業部)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課</li><li>・ 低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課</li></ul>

表2 「改善策」に係る分野

大分類	中分類	小分類
1. トップマネジメントによる 品質保証の徹底	体制（組織）改善	3項目
	トップマネジメントのコミットメント	5項目
2. 再処理事業部の 品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し	5項目
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充	2項目
3. 品質保証を重視した 人員配置と人材育成	人員配置	5項目
	人材育成	4項目
4. 協力会社を含めた 品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化	4項目
	より良いコミュニケーションの確立	4項目

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部門に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ、紹介を受けることとした。

なお、「現場監査」に際しては、先ず、監査対象業務に係る規定文書類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、単なる口頭説明ではなく、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*

\* : 「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的な内容」

- ② 監査対象とする社内規定の上位規定及び関連規定類
- ③ JEAC 4111-2003

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起することとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

なお、「総括としての監査」については、下記の4段階で評価した。

No.	総括結果の評価
1	改善策の達成完了。成果が定常業務の中に定着。
2	改善策の達成完了。その応用展開活動を推進中。
3	改善策達成に向けた活動を継続中。
4	第三者の視点で、精力的な活動状況が観察できず。

## 6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	「室」部門（品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考查室）	W01430767号-1
(その2)	再処理事業部	W01430767号-2
(その3)	濃縮事業部	W01430767号-3
(その4)	埋設事業部	W01430767号-4

「総括としての監査」の結果については、本書の添付-1にまとめてある。なお、当該監査は、平成19年度の第2回監査にて完結させるので、本書に掲載したものは、中間結果という位置づけである。

## 7. 監査のまとめ（総合所見）

今回の一連の定期監査期間中に観察された状況を、総合的にまとめると次の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### 7.1 「指摘事項」は観察されない（全部門）

サンプリング方式を適用してエビデンスを閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいすゞの部門にも「指摘事項」は観察されない。この状況は前回の監査と同様であり、ルール／手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると見なせる。

全体を通じて1件の「観察事項」を提起した。広義の文書管理に属するものであり、迅速な改善対応が行われるものと確信する。

### 7.2 品質保証活動のP D C A 展開が維持・継続されている（全部門）

#### 1) 発生した問題に関する迅速な対応

P D C A 展開はいろいろな局面で評価することになるが、具体的な現れの一つは、規定文書類の新規制定や改正である。このたびの監査で印象的であったのは、再処理工場における「燃料取扱装置および第1チャンネルボックス切断装置に関する耐震計算誤入力」の発生を受けて、その再発防止対策を強化すべく、設計管理要領や調達管理要領が迅速に改正されたことである。調達先に対して厳しく要求事項を課すと共に、発注者としてのJNPLにおいては自己点検・検証を強化するという二面の対応になっている。

上記の改正とは別に、多くの部門で規定類の改正が行われており、実施した業務活動を評価・反省しての対応と理解する。P D C A 展開マインドの高さを評価したい。

#### 2) トップマネジメントによる品質保証の徹底

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みについては引き続き良好に展開していることを確認した。

また、トップマネジメントが関与する各種の会議体は、規定に従って継続的かつ適切に機能している。例えば、耐震計算誤入力問題に関する各種会議体においては、再発防止及びコンプライアンス意識等の周知・徹底に係る取組みが議題として取上げられ、タイムリーな対応がなされていることを確認した。

#### 3) 業務改善への取り組み

業務の質の向上、及び組織・職位間のインターフェイスのリスク管理を目的とした「業務の見える化プロジェクト」が立ち上がっている。この活動により、室・事業部間及び各職位間の役割分担が明確となることから、本活動が品質保証体制の改善に有効に機能することが期待される。

### 7.3 いわゆる「耐震計算誤入力問題」に対する対応が精力的に実施されている。

前回の定期監査から今回の監査までの間に、再処理工場における「燃料取扱装置および第1チャンネルボックス切断装置に関する耐震計算誤入力」の問題が明らかになったことから、今回の監査では、再処理事業部の多くの部門において色々な局面での対応活動が見られた。例えば、調達先及び社内の関連部門に対する特別監査の実施、改造工事に対する綿密な対応など、再発防止ならびに点検強化に係る活動が精力的に、かつタイム

リーに行われている状況を確認した。

なお、当該問題の起点はかなり以前に遡るものであり、当時の「調達先のみへの依存体制」が影響している可能性がある。JNFLの現時点の品質システムの下においては、恐らく事前に回避できるであろうと感じる。この3年間に亘る定期監査を通じて、JNFLの自律点検や調達先とのコミュニケーションの充実など、信頼性確保に係るシステム向上を監査チームとしても体感することが出来た。

#### 7.4 全社大の教育システムが本格的に運用され始めている。

平成17年11月に、教育の基本理念と基本方策を示した「教育規程」が制定され、全社大の教育についての方針が明確にされた。この基本方針のもと、全社大で適用可能なシステム運用のよりどころとなる「教育履歴管理システム運用要則」も策定され、本格的な運用が開始されつつある。

#### 7.5 小集団活動が定着しつつある。

トップマネジメントの積極的な姿勢を反映して、小集団活動が確実に定着しつつあることを確認した。特に注目すべき活動として、再処理事業部で月2回程度実施されている「指導・推進タスクとの意見交換会」には社長及び事業部長が参加されている。小集団活動に対するトップマネジメントの力強いメッセージであり、JNFL全社大での本活動がより有効・着実に展開していくことを期待したい。

#### 7.6 初めての「現場監査」の結果は、概ね良好である。

このたびの定期監査では、全社的にも初めて現場監査を計画し、3事業部の現場業務を対象にした。個々の業務案件自体の規模は大きなものではないが、監査当日に実施される案件の中から任意性を持って抽出できたといえる。現場業務の進行を監査に合わせて調整することは避けたので、事後の記録等で監査した場面もあったが、いずれの現場においても、業務手順書などの文書管理、チェックリストの整備と活用、関係者とのコミュニケーション等の切り口において概ね良好な状況を観察した。

責任の所在の明確化という視点において、観察事項1件を提起した。

#### 7.7 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、全項目が前向きに捉えられ、改善方策が検討されていた。提言に対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけたものと理解する。活動を評価したい。

#### 7.8 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。

従来と同様に、幾つかの部門に「提言事項」を提起した。提言事項の扱いは受審者の任意でよいが、まずは検討していただきたい。また、提言事項の中には、特定の受審部門以外にとっても参考になるものがあると思われる所以、他部門の監査報告にも目を通していただきたい。

可能であれば全社大での対応が望まれる事項は、次の2点である。

一つは、広義の文書管理である。調達先の管理強化、ならびにJNFLの自律点検の強化にも関連して、JNFLでは多くの文書類の提出を調達先に要求している。この場合、要求文書を確実に入手したことの確認、当該文書類の内容に関する同意／コメントの伝達励行、当該文書類の最新版管理手順の徹底（資料センターの機能との調整）などである。

もう一つは、記録管理である。このたびの監査において、一部の部門では自明との事から鉛筆書き（消去可能な記載）の可否については、文書管理の規定に明記していないとのことであったが、昨今の社会の関心事の1つとなっている「記録の正当性」に対する企業・組織の姿勢を示す観点から、「消えない用具による記録作成」を社内規定に明記することの意義は高いと考える。

## 8. 結 言

前項の監査のまとめからも推察されるように、JNFLにおいては「改善策」の実行による品質システムのP D C A展開が既に定着期に入っていると見なせる。また、種々の業務を個人差なく的確に実施しようという意識も高く、色々な事象を捉えて規定文書類の新規制定／改正が行われている。全社大で展開されている「小集団活動」が、こうした状況を確かなものにするうえで寄与することも期待される。

今回は、以前から期待していた現場監査が実現し、結果は概ね良好という結果を得た。また、「改善策」の総括としての監査を開始した。総括としての最終評価は次回の監査時にまとめる予定であるので、次回の監査計画は、そのことを踏まえて企画したい。

以上

## 総括監査（改善策の実施状況の検証）結果のまとめ

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1.	トップマネジメントによる品質保証の徹底				
1(1)	<p><b>【体制（組織）改善】</b></p> <p>a. <b>品質保証室の設置</b></p> <p>1)管理責任者として任命する役員級をリーダとする「品質保証室」を設置する。 (平成 16 年 2 月 18 日の経営委員会にて決定)</p> <p>2)社長直属の専任スタッフとし、品質保証活動の経験を有する社員で構成。</p> <p>3)全社品質保証活動の推進 品質マネジメントシステムの構築、運営・推進（社内、協力会社への展開に係る補佐を含む。）及び事業部や人事等の共通部門である「室」に対する品質監査を行う。</p> <p>4)理事を室長とする「品質保証室」の設立準備室を 3 月 1 日に発足（9 名）。責任及び権限について、職制規程、職務権限規程及び品質保証規程に規定し、保安規定認可後に設置。（平成 16 年 4 月上旬目途）</p>	<p>「職制規程」 (規程第 3 号-36)</p> <p>「職務権限規程」 (規程第 4 号-29)</p> <p>「品質保証規程」 (規程第 38 号-11)</p> <p>「トップマネジメント補佐要領」 (要領品証室第 1 号-1)</p> <p>「内部監査要則」 (要則品証室第 3 号-1)</p>	<p>経営企画室 品質保証室</p> <p>品質保証室</p> <p>品質保証室</p>	<p>左記事項については、品質保証室の監査を通じて、実施・継続されていることを確認している。</p> <p>各種規定類の改訂も頻繁に実施されており、監査計画に沿った監査が適切に実行されている。</p> <p>発足の過程はこれまでに確認済みであり、以後の活動については、定期監査の過程で確認を行っている。</p>	<p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p> <p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p> <p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p>

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(1)	<p>b. <u>品質保証に係る顧問会の設置</u></p> <p>1) トップマネジメントが、品質マネジメントに関して第三者からのアドバイス・評価を受ける方策として、「品質保証に係る顧問会」を設置する。品質保証規程にて規定。（平成 16 年 3 月中旬改訂予定）</p> <p>c. <u>再処理事業部内の自己アセスメントと独立アセスメントの明確化</u></p> <p>1) 再処理事業部 技術部において品質管理活動を実施している部門を分離独立させ、再処理事業部の自己アセスメントの実施箇所として「品質管理部」（約 40 名）を設置。</p> <p>2) 「品質管理部」については、責任及び権限を関係諸規程にて規定し、保安規定認可後に速やかに設置。（平成 16 年 4 月上旬目途）</p> <p>3) これに伴い、既存の「保安監査部」（約 20 名）は、再処理事業部の独立アセスメントの実施箇所としての役割を明確化。</p>	<p>「品質保証規程」 (規程第 38 号-11)</p> <p>「品質保証に係る顧問会運営要則」(要則品証室第 6 号-1)</p> <p>「職制規程」 (規程第 3 号-36) 別紙-2 分掌業務」</p>	<p>品質保証室</p> <p>再処理計画部</p>	<p>年 2 回の開催が計画されている。平成 18 年度においては開催は 1 回のみであったが、種々の品質保証に係る活動により十分な補完がなされている。危惧事項は観察されない。</p> <p>本事項は、品質管理部及び保安監査部の設置に関するものであり、両部とも再処理事業部の品質を担う重要部門として活動していることを確認している。</p>	<p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p> <p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p>

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(2)	<p><b>【トップマネジメントのコミットメント】</b></p> <p>a. <u>安全の重要性を組織内に周知</u></p> <p>1)社長は、品質方針の説明時及び原子力安全月間などの機会を活用し、日本原燃行動憲章の徹底などコンプライアンスと原子力安全等の重要性について社内へ周知。さらに、社内イントラネット、社報などの手段で常時社員の目に止まるようにし、周知を確かなものとする。</p>	<p>「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」 (要則 品証室 第6号-1)</p> <p>「品質保証規程」 (規程第38号-11)</p>	品質保証室	年初の品質保証大会の開催、電光掲示板の設置及び品質方針等が記載されたカードの携帯など、コンプライアンス及び安全の重要性の周知・徹底についての継続的改善が図られている。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。
	<p>2)社長は、協力会社の経営層との間で「品質保証マネジメント会議」を設けて、品質保証の考え方及び安全の重要性について共有と連携を図る。(平成16年2月24日に説明会を開き、4月中旬に開催し、2回／年開催)</p>	<p>「品質保証マネジメント会議運営要則」 (要則品証室第7号-1)</p>	品質保証室	年2回の開催が定期的に実施されるとともに、今回の耐震強度の誤入力問題が生じた際にも、臨時に開催されるなど、定着した取組みとなっている。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。
	各層において実施する品質保証に関する意見交換や協力等の活動については、トップマネジメントレビューの際に、確認・評価。		品質保証室	年4回のトップマネジメントレビューが継続されており、品質システムの維持・向上に向けた強い姿勢が確認できる。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(2)	<p><u>b. 品質方針を設定</u></p> <p>1)社長は、下記の品質方針設定に関する要求事項に適合する「品質方針」を策定し、社達として全社員に周知し、協力会社の責任者に対しても同内容を周知。（平成 16 年 3 月 8 日設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社の経営方針や経営理念と矛盾しないこと。原子力施設の事業者の目的である原子力安全の達成に対して適切であること。</li> <li>② 業務に対する要求事項への適合や、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するトップマネジメントのコミットメントが含まれていること。</li> <li>③ 品質目標の設定や見直しの指針となることが含まれていること。このため品質方針や品質目標の相互関係を、組織上の位置付けとして明確化すること。</li> <li>④ 組織全体に適切な方法で確實に伝達し、品質方針を実行し、達成するためのプロセスでの自分の役割と責任を社員に理解させる。</li> <li>⑤ 品質方針が引き続き有効であるかの見直しの手順を確立し、これに従って定められた間隔で見直しの必要性を検討する。</li> </ul>	<p>「品質保証規程」 (規程第 38 号-11)</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第 2 号-2)</p> <p>「品質保証計画書」 (要則品証室第 1 号-2)</p>	品質保証室	品質方針は、全社の随所に掲示されており、全社員が容易に確認できる。この取組みは改善策策定時より継続して実施されている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(2)	c. <u>品質目標の設定</u>	「品質保証規程」 (規程第 38 号-11)  「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第 2 号-2)	再処理事業部分 について実施  品質管理部 品質管理課	本事項は「1(2)d トップマネジメントレビュー」の項に記載する。	—
	1)策定された品質方針に基づき、社長は、品質保証室の補佐のもと、全3事業部を対象として、事業部ごとに品質保証活動に関するトップヒアリングを行う。再処理事業部長は、トップヒアリングを経て品質目標を策定し、再処理事業部内及び協力会社責任者に対してメール等により周知徹底する。品質目標は、各部署の業務計画に織り込み、部長、課長が展開する。(平成 16 年 3 月下旬設定)  2)社長は、再処理事業部の品質目標についてレビューを実施し品質目標を確定する。(平成 16 年 3 月下旬開始)	「トップマネジメント補佐要領」 (要領品証室第 1 号-1)  「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第 5 号-7)	品質保証室	本事項は「1(2)d トップマネジメントレビュー」の項に記載する。	—

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(2)	<p><u>d. トップマネジメントレビューの実施</u></p> <p>1)社長は、品質目標の達成状況、品質監査結果などを総合的に品質保証活動を評価し確認するとともに、トップマネジメントの意思と現場の考えを相互に確認し、他事業部への水平展開を含む改善の施策や今後の活動方針を定めることを目的として、トップマネジメントレビューを実施する。 (年間4回実施)</p> <p>2)評価に当たっては、現場の確認、社員へのインタビューを実施する。</p>	「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第2号-2)	品質保証室	<p>年4回のトップマネジメントレビューが改善策策定以降、継続的に実施されている。「トップマネジメントレビュー」項目は、定期監査で毎回確認する項目であるが、規定に則った活動が適切かつ確実に実施されている。</p> <p>トップマネジメントレビュー時の社員へのインタビューは最近実施されていないが、種々の会合等(例えば、指導・推進タスクとの意見交換会など)に社長は積極的に参加されており、本活動を補完するに十分であると判断する。</p>	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策	改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
1(2) <u>e. 資源が使用できることを確実にする</u>  1)社長は、マネジメントレビュー結果などにより資源の再配分や増強の必要性を判断し、要員計画、予算などへの反映を指示する。  2)要員計画に関しては、力量の蓄積・定着化を目指し、当社採用社員（以下、「プロパー社員」という）の比率を増加させる。（具体的には、15年後の平成31年には現行の約60%から約90%に増加させることを目安として要員計画を策定）  3)再処理事業部の管理責任者の責務として、再処理事業部長は品質マネジメントシステムの改善や資源の必要性についてトップマネジメントに報告・具申する。	「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」 (要則品証室第2号-2)  「平成16年度事業計画」  「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第5号-7)  「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」 (要領再事部第10号-5)	品質保証室  業務管理室  品質管理部 品質管理課	本事項は「トップマネジメントレビュー」時において実施されていることを確認している。  新規採用等によりプロパー社員数は着実に増加しているが、アクティブ試験が最終段階に入り、品質確保に係る専門技術要員を増員したこともあり、現状は必ずしも当初計画に沿った比率には至っていない。 15年間をにらんだ長期目標であるため、改善策の実現については、トップマネジメント層の理解を得つつ、方策検討を行うこととしている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。  改善策達成に向けた活動を継続中。
以上a.～e.の取り組みについては、品質保証規程の下に「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」を制定して規定する。本要則には、文書化に関する要求事項も含める。（平成16年3月下旬制定予定）		品質保証室	本事項は「1(2)d トップマネジメントレビュー」の項確認時に併せてレビューされている。	—
			本事項は「1(2)d トップマネジメントレビュー」の項確認時に併せてレビューされている。	—

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2. 再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善					
2(1)	<p>【品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し】</p> <p>a. <u>品質グレードの見直し</u></p> <p>1)再処理施設の品質管理レベルと検査レベルを品質重要度に応じて適用する旨を定めた「品質重要度分類基準」を見直す。</p> <p>2)これまで当社関与の薄かった「非放射性化学薬品系統」及びF施設プール等のライニングの溶接線のように「法定溶接検査の対象となっていない設備」について、化学安全の観点及び不具合発生時の影響（補修の困難さ）も勘案して品質重要度を上げる。また、それに応じて、当社の試験検査等に係る関与を深める。</p> <p>3)セル外の一般ユーティリティ（一般圧縮空気、ろ過水及び純水、一般冷却水、一般蒸気）は、放射性物質を内包せず、不具合が発生しても「原子力安全上問題とならないこと」及び「発見や処置が容易なこと」から、従来どおりの品質重要度に据置くが、要求事項を満たしていることを確実にするため、抜き打ち的検査手法を取り入れる。</p> <p>4)上記については、「品質重要度分類基準」に反映する。（平成16年3月末までに改訂）</p>	<p>「再処理事業部 品質重要度分類基準」 (要領再事部第53号-2)</p> <p>「再処理事業部 検査及び試験管理要領」 (要領再事部第7号-5)</p>		第2回定期監査で確認する。	

品質保証体制の改善策	改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
<p>2(1) b. <u>検証、妥当性確認、監視・検査・試験活動の際の合否判定基準の明確化</u></p> <p>1) プール水漏えい等の不具合事象を含め製造過程で想定される不具合等をより確実に洗い出せるよう、今回の“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準（管理要件）を、「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」又は「施工管理基準」等に反映する。（平成16年3月末までに実施）</p>	<p>「再処理事業部 据付施工要領書/試験検査要領書作成基準」 (施工管理基準第5号)</p> <p>「再処理事業部 製作及び据付・施工管理要領」 (要領再事部第8号-5)</p> <p>「再処理事業部 検査及び試験管理要領」 (要領再事部第7号-5)</p>		<p>第一回定期監査で確認する。</p>	

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2(1)	<p>c. <u>化学安全の確保</u></p> <p>1)高反応性試薬（硝酸ヒドロキシルアミン、ヒドラジン）の系統設計基準を「設計管理基準」に追加する。 (平成 16 年 3 月末までに実施)</p>	<p>「再処理事業部 火災・爆発防護設計基準」 (設計管理基準第 29 号)</p> <p>「再処理事業部 配管設計基準」 (設計管理基準第 28 号)</p> <p>「再処理事業部 建屋換気設備 機器・ダクト設備設計基準」 (設計管理基準第 17 号)</p> <p>「再処理事業部 機器設計基準」 (設計管理基準第 20 号)、</p> <p>「再処理事業部 計器選定基準」 (設計管理基準第 23 号)</p>		年 2 回定期監査で確認する。	

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2(1)	<p><b>d. 不適合処理の明確化</b></p> <p>1)不適合処理票起票の定義が不明確であり、この点を明確化するよう「不適合管理要領」を改訂する。 (平成16年3月末までに実施)</p>	<p>「再処理事業部 不適合等管理要領」 (要領再事部第11号-7)</p> <p>「再処理事業部 不適合管理要領」(建設段階編) (要領再事部第56号-1)</p>	品質管理部 品質管理課	改正された「不適合等管理要領」により、適切な活動が継続されていることをこれまでの監査を通じて確認している。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。
	<p><b>e. トップマネジメントの関与</b></p> <p>1)再処理事業部長レビューを規定した「品質保証推進会議運営所則」を改訂し、トップマネジメント(社長)によるレビューにおいて再処理事業部長が報告する事項(インプット)を明確にする。</p> <p>2)また、再処理事業部の品質マネジメントシステムが継続的に改善できるよう、再処理事業部長レビューにて、その有効性の検証を行うことを明記する。(平成16年3月末までに改訂実施)</p>	<p>「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」 (要領再事部第10号-5)</p>	品質管理部 品質管理課	本事項は「1(2)d トップマネジメントレビュー」の項確認時に併せてレビューされている。	—

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2(2)	<p><b>【再処理事業部における品質保証関連組織の拡充】</b></p> <p>1)再処理事業部において、管理者の自己アセスメント（マネジメントレビューや品質目標を展開する一連の活動に対応）と独立アセスメント（アセスメントの対象となる業務に直接携わらず、実施上の十分な権限及び組織上の自由を持つ者が行うアセスメント）を実施する部署の役割分担を明確にし、P D C Aサイクルを効果的に回し、継続的改善を達成するため、組織を見直す。（保安規定認可後の平成16年4月上旬を目途）</p> <p>2)新設する品質管理部と既設の保安監査部は、いずれも業務を直接実施する部門とは組織的に独立し、下記の役割分担に従って、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組む。</p>	「職制規程」 (規程第3号-36別紙 2分掌業務(役割分担))		<p>第2回定期監査で確認する。</p>	

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2(2)	a. 品質管理部				
	1)自己アセスメントに関する責任と権限を有する。 2)品質管理活動に関する業務として、下記を行う。  ①品質マネジメントシステムに基づき、再処理事業部内の品質保証計画書を策定 ②品質保証計画書に基づき、再処理事業部内の品質管理活動を運営・推進  ア)不適合管理に係る水平展開の管理・推進	「職制規程」 (規程第3号-36別紙2分掌業務)、  「再処理事業部 不適合等管理要領」 (要領再事部第11号-7)	再処理計画部  品質管理部 品質管理課	品質管理課の活動については、毎回の定期監査時に確認を行っている。再処理事業部における品質管理の中心として、活発な活動を実施していることは継続的に確認している。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。
	イ)品質保証パトロール  ウ)設工認・使用前検査・施設定期検査などの許認可対応事項の推進 エ)現場に出向いての、施設定期自主検査及び使用前自主検査に係る現場での検査活動や作業指導 オ)技能教育・資格認定等の教育訓練プロセスの構築・運用	「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第5号-7)	品質管理部 許認可業務課	設工認に係る申請文書類の最終検証部門であり、適切な活動を実施していることを検証している。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。
	カ)■作業安全 等		品質管理部 教育課	再処理事業部における教育訓練の運用・管理部門であり、技術・技能認定制度の運用など、活発な活動を展開している。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。
	3)これらにより、協力会社との契約に基づく品質保証計画書の確実な履行、品質保証意識の共有化を図る。 要員数は約40名とし、業務実施部門からの要員補充、定期的なローテーションを行い、要員の力量の確保、事業部内の品質マインドの醸成に努める。		品質管理部 作業安全課	作業安全に係る活動は、着実に実施されている。  第2回定期監査で確認する。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
2(2)	b. <u>保安監査部</u>		再処理計画部		
	1)独立アセスメントに関する責任と権限を有する。				
	2)再処理事業部内各部及び協力会社に対する品質監査を行い、その結果について再処理事業部長に報告する。  (保安監査部の業務に対する品質監査は、品質保証室が実施し、その業務が JEAC4111 に基づく品質マネジメントシステムに則して実施されていることを確認し、再処理事業部内各部における品質監査の実態とあわせて、社長に報告する。また、保安監査部に対する品質監査の過程で発見した不適合については、「不適合管理要則」に基づき処理する。)	「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第 5 号-7)	保安監査部 保安監査課	関連規定の頻繁な改訂等も行われており、年度計画に従った監査が適切に実施されている。 また、監査に際しては、ロイドが提唱した監査項目を事前に通知しない抜き打ち性を考慮した監査方法を採用するなど、継続的改善が積極的に図られている。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。
	3)品質監査の過程で発見された不適合は、不適合管理に関する「不適合管理要領」に従って処理するよう所管部署に指示する。		保安監査部 保安監査課	不適合処理票に沿った適切な処置が継続的に実施されている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。
	要員は約 20 名とし、業務実施部門との定期的なローテーションを行う。			本課題は、JNFL 全体として考慮されるべき事項であると理解するが、保安監査部においては、昨年度 1 名の要員のローテーションが行われた。定期的なローテーションの実施については、今後の状況を見守りたい。	改善策達成に向けた活動を継続中。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3. 品質保証を重視した人員配置と人材育成					
3(1)	<p><b>【人員配置】</b></p> <p>○品質マネジメントシステムの効果的運用のための人員配置</p> <p>1)今後の再処理工場の運営を勘案し、教育訓練及び異動の面で柔軟な対応が可能であり、再処理技術に精通するとともに、再処理工場の特性を踏まえた安全文化を体得させることができるプロパー社員を主体とする体制に変えていく。</p> <p>2)要員の6割以上がプロパー社員となり、育成も進んでいる状況を踏まえ、その育成と将来像をも考慮した配置、人事ローテーションを行うとともに、OJTや社外研修などにより当該ポスト・職位に見合った力量まで到達したプロパー社員を、中核者として積極的に登用する。登用に当たっては、半期毎に実施する「業績評定」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価して決定する。</p> <p>3)この方針に従って作成している要員計画においては、プロパー社員を業務運営体制の中心に据えていくことを明確にしており、この結果、平成31年にはプロパー社員の比率を、9割に増加させる。 (これまでの11年間で13%増加してきたものを、今後15年で29%増加させる)</p>	<p>「平成16年度事業計画」</p> <p>「中核者として積極的に登用する。」ことを目的とした稟議書</p> <p>評定の手引き(一般管理職および一般職編)</p> <p>「評定制度のしくみ(特別管理職編)</p>	<p>業務管理室</p> <p>業務管理室</p>	<p>第2回定期監査で確認する。</p> <p>年2回の業績評定が適切に実施・運用されていることを、サンプリングした記録により確認した。</p> <p>「1(2)e.2)」において言及している。</p>	<p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p> <p>—</p>

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3(1)	4)このため、出向者の人事について独立性をもって適切に配置できるよう、電力会社からの適任者の出向期間の柔軟な対応を進めるよう努める。出向者については、半期毎に実施する「業績評定」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価し、出向者の受入れ計画に反映する。	「平成 16 年度事業計画」  「中核者として積極的に登用する。」ことを目的とした稟議書	業務管理室	業績評定については「3(1)2」に記載した。	—
	5)配置に当たっては、十分な訓練により必要な技術力を身に付けさせることはもとより、品質保証、コンプライアンス（法令遵守）及び安全文化に関する認識の涵養にも配慮する。	評定の手引き（一般管理職および一般職編）  「評定制度のしくみ（特別管理職編）	品質管理部 教育課	再処理事業部で推進されている「技術・技能認定制度」の試験受審の前提として、左記事項に関する教育を受けていることが必須となることから、漏れのない活動が継続実施されている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3(2) 【人材育成】  ○再処理工場における原子力安全等に従事する管理職（2月末現在約50名）の力量について、特に技能・技術力について明確化し、習得のためのカリキュラム・資格等を明らかにし、必要な技能・技術力を身に付けさせるとともに、品質保証意識の向上を図る。  ①力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備  ・ 管理職に求められるマネジメント等の能力については、年2回の業績評定において、事業部長の品質目標に基づき自らが担当する組織の重要課題を踏まえて設定する品質保証等に関する目標等によってその発揮度を評価することとし、手引きを見直す。 (平成16年3月末まで)	「評定制度の仕組み(特別管理職編) (平成16年4月)」  「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」(A4-P4-05-001-01)  「管理者能力向上研修」が計画され、稟議決裁されています。  「出向者導入研修」が計画され、稟議決裁されています。	品質管理部 教育課  業務管理室	役職者の力量維持・向上を図る方策として、受講可能なセミナーの紹介及び品質保証、コンプライアンス及び安全文化の意識向上を目指す講演会等、積極的な啓蒙活動を展開している。	「3(1)2」に記載済みである。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。  —

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理工場における運転部門の管理職の力量のうち、知識・技能について、ウラン試験段階及びアクティブ試験段階に応じて、「技能・技術認定制度」の認定要件の中で明確化する（平成16年4月より実施予定）。なお、その他部門の原子力安全等に関する業務に従事する管理職（原則としてライン課長級）については、順次力量を明確化していく。</li> </ul>	<p>「評定制度の仕組み(特別管理職編) (平成16年4月)」</p> <p>「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」(A4-P4-05-001-01)</p>	品質管理部 教育課	全ての分析課員、運転員、保修員及び放射線管理員に対する技術・技能認定が行われた。これまでの継続的な活動は高く評価できるものである。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を推進中。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての力量を維持・向上させるため、課長級（プロパー社員・出向者）の者を対象として「管理者能力向上研修」を実施するとともに社外専門研修へ参加させる。（平成16年7月より実施予定）</li> </ul> <p>管理者の出向者については、出向元会社に、求める力量を提示した上で受け入れる。また、当社固有の課題については、着任時の研修にて補完する。（研修は平成16年7月より実施）</p>	<p>「管理者能力向上研修」、が計画され、稟議決裁されています。</p> <p>「出向者導入研修」が計画され、稟議決裁されています。</p>	業務管理室	「管理者能力向上研修」について、一層の実践力向上を目的とした見直しがなされ、計画・実施されていることを確認した。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3(2)	② 教育・訓練の有効性評価	「評定制度の仕組み(特別管理職編) (平成 16 年 4 月)」  「平成 16 年度品質目標の具体的展開 (品質保証室)」 (品証 B0-04-009-R01)	業務管理室	「3(1)2」に記載済みである。	—
	③ 業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底  a. 研修カリキュラムの充実  ・ 管理職には、ISO研修を推進するとともに、階層別研修、出向者導入研修及び再処理技術講座のカリキュラムに組み込む等により、品質保証、コンプライアンス及び安全文化について意識向上を図る。 (平成 16 年 4 月より実施予定)	「管理者能力向上研修」、「新任役職者(副長・主任)研修」、「出向者導入研修」、「新入社員スタートアップ研修」等のカリキュラムの中に適宜折り込まれ、計画されています。		漏れのない左記研修が実施されていることを確認している。	

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
3(2)	<p>b. 「技能・技術認定制度」における認定要件</p> <p>再処理工場の操業要員を対象とする「技能・技術認定制度」について、現在の技能、技術に関する認定項目に加え、平成16年4月からは、品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実績を認定項目に含める。(4月から運転員を対象に導入し、順次拡大)</p>	<p>「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」(A4-P4-05-001-01)</p> <p>「人事・労務システム(研修管理)の改修について」の中で、計画され、稟議・決裁されています。</p>	<p>品質管理部 教育課</p>	<p>再処理事業部で推進されている「技術・技能認定制度」の試験受審の前提として、左記事項に関する教育を受けていることが必須となることから、漏れのない活動が継続実施されている。</p>	<p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p>
	<p>④ 教育、訓練、技能及び経験の記録</p> <p>1)教育をしっかりと根付かせるため、各人の社内外研修・講習、法定教育等の受講履歴並びに技能検定、公的資格、通信教育受講歴等を登録し一覧できるようにした「教育履歴管理システム」を平成16年度下期から運用を開始し、一貫した計画的育成を着実に進める。</p> <p>2)再処理事業部で平成13年10月より運用中のシステムは、全社の「教育履歴管理システム」に統合する。</p>		<p>業務管理室</p>	<p>平成17年11月制定の「教育規程」により、全社大の教育についての方針が明確にされた。この基本方針のもと、近年、全社大で適用可能なシステム運用のよりどころとなる「教育履歴管理システム運用要則」も策定された。今後は、より良いシステム構築に向けた取組みが継続されることを期待する。</p>	<p>改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。</p>

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
4. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底					
4(1) ① 調達管理の徹底・強化					
1)規定された調達要求事項（仕様等）に調達製品が適合することを確實にするため、「資材契約事務要則」、「調達管理要領」及び「調達先管理細則」を改訂し、当社が実施する協力会社承認審査の際に協力会社（元請会社及び一次下請会社）の財務情報により経営状態を、並びに教育訓練計画又は実績等により品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認・評価することを明確にする。（平成16年3月末目途）	「資材契約事務要則」 (要則業管室第9号-4)	業務管理室	1) 項のうち、元請会社に係る審査（取引先審査）は、業務管理室 資材管理Gの所管となっており、元請会社について確實な管理がなされている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。	
2)協力会社における品質保証活動の遂行状況については、協力会社（元請会社）が当社に提出し当社が承認する「品質保証計画書」の審査・承認するとともに、実施状況についての品質監査（一次下請けまで）等を通じて確認することとしており、これを的確に実施するため、「調達管理要領」、「品質保証監査要領」を再徹底する。（平成16年3月末目途）	「取引先管理要領」 (要領業管室第10号)  「再処理事業部 調達管理要領」 (要領再事部第5号-4)	保安監査部 保安監査課	耐震計算誤入力問題に係る元請会社及び一次下請会社の状況を元請会社の監査時に監査項目として確認がなされている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。	
3)当社と協力会社との不適合情報の共有化により不適合処理が確實に実行されるため、再処理事業部で実施中の品質保証連絡会に加え、常に両者の経営層が不適合処理の情報を共有できるよう「（全社）不適合管理要則」を改訂し、不適合管理に関して当社と協力会社が共通認識に立てるシステムの構築を明確にする。	「再処理事業部 品質監査要領」 (要領再事部第106号-6)  「不適合管理要則」 (要則 品証室第4号)	品質保証室	JNFLと協力会社のマネジメント層の意思疎通を目的とした「品質保証マネジメント会議」が年2回の頻度で定期的に開催され、両者間のコミュニケーションの改善に寄与している。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。	

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
4(1)	4)当社及び協力会社を対象として運用している企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」について、周知を再徹底する。総務部門に設置された窓口では、社内及び協力会社から専用電話、電子メール、郵便私書箱で相談を受け付けている。受付事案は常務取締役をリーダとするダイレクトライン運営チームにおいて、調査を実施し是正措置を決定して実施するが、内容に応じて協力会社にも調査依頼や是正措置の展開を行う。事案の受付、検討状況、是正措置の実施結果については、逐次、運営チームが社長に報告する。当社施設の安全性や操業に関する事案については、ホームページにて公開する。	「日本原燃企業倫理情報受付制度「ダイレクトライン」の周知の願い」の中で「ダイレクトライン」の概要、情報の処理手順等が文書化されています	考査室 & 広報・地域交流室	<p>ダイレクトラインに係る掲示は、全社の至る所に見ることができ、全社的な周知が行われている。</p> <p>但し、内容が個人情報に係ることでもあり、監査の過程で詳細なエビデンスの確認が困難であった。</p> <p>説明を受けた範囲内では当該改善策の運用は確実に実施されていることである。</p> <p>これらのうち、施設の安全性や操作に関する事案としてこれまでに1件がホームページに公開されている。</p>	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に定着。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
4(2)	<p>② より良いコミュニケーションの確立</p> <p>1) 協力会社と一緒にした品質保証活動を有効に機能させる効果が期待できる協力会社との活発なコミュニケーションの推進の観点から、協力会社の品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認する場づくりや協力会社の経営層を含む各層とのコミュニケーションに力を入れる。</p> <p>このための方策として、上記の規定類の改訂に加え、協力会社との双方面のコミュニケーションを確立するため、再処理事業部の品質保証連絡会及び合同パトロールの継続実施も含め、下記の取り組みを行う。</p> <p>a. 当社と協力会社の経営層による「品質保証マネジメント会議」を設置（説明会を実施：2月24日に37社、3月4日に10社）。「品質保証マネジメント会議」では、当社再処理施設、濃縮施設、埋設施設のPDCAサイクルに関する、当社並びに協力会社の取り組み状況について、相互に発表・評価を行い、各社が主体的に行う品質保証の検討・改善を確認し、品質保証活動の活性化を促す場とする。（平成16年4月中旬開始、年2回開催）。また、その結果はトップマネジメントレビューのインプットとして活用する。これらの会議内容及び品質マネジメントシステム上の位置付けを「品質保証マネジメント会議運営要則」（平成16年3月中旬制定予定）に記載する。</p>	<p>「品質保証規程」 (規程第38号-11)</p> <p>「品質保証マネジメント会議運営要則」 (要則 品証室 第7号-1)</p> <p>「再処理事業部 品質保証連絡会議細則」 (A4-P1-14-001-08)</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」 (要則再事部第5号-7)</p> <p>「改善活動情報運営要則」 の案が作成され、社内調整が行われています。</p>	品質保証室	<p>品質マネジメント会議は、JNFLと協力会社のマネジメント層の意思疎通を目的とした会議体であり、年2回定期的に開催されるとともに、緊急に情報の周知・徹底を必要とするような場合には臨時の会議が開催されるなど、継続的、かつ効果的な運用がなされている。</p> <p>実務者レベルの連絡会も年4回のペースで開催されている。また、平成18年度からは年2回協力会社への個別訪問を行い、意見・要望の収集活動も実施されるなど、協力会社とのコミュニケーションの改善へ向けた活動が継続されている。</p>	改善策の達成完了。 その応用展開活動を 推進中。

品質保証体制の改善策		改善策立案時の 関連文書	被監査部門	総括監査結果	評価
4(2)	b. 各部門の各層毎の当社と協力会社の コミュニケーションの向上  品質管理部は、要求事項を満たしていることを 確実にするため、今後、工場体制への移行にと もない、協力会社（元請会社）の品質保証部門 との間で月1回の頻度で実施していた「（再処 理事業部）品質保証連絡会」を継続し、不適合 情報の共有化を図るとともに、委託及び改造工 事に携わる協力会社（元請会社：平成16年2 月現在、約40社）と作業現場の異物管理、損 傷防止管理状況等について月1回の頻度で合同 パトロールを開催（ウラン試験開始までに最低 1回実施。特に、ウラン試験に向けた管理区域 設定前の合同パトロールは、環境整備を兼ねて 徹底的に行う。）	「品質保証規程」 (規程第38号-11)  「品質保証マネジメント会議運 営要則」 (要則 品証室 第7号-1)  「再処理事業部 品質保 証連絡会議細則」 (A4-P1-14-001-08)	品質管理部 品質管理課	これらの活動は継続実施されている。	改善策の達成完了。 成果が定常業務の中に 定着。
	事業部内各部は、社内で実施している小集団活 動を協力会社まで拡大し、合同の発表会の開催 等（ウラン試験開始までに具体的な仕組みを検 討・整備し、アクティブ試験までに最低1回実 施）	「再処理事業部 品質保 証計画書」 (要則再事部第5号-7)  「改善活動情報運営要則」 の案が作成され、社内調 整が行われています。	品質保証室	従来、Su21サークル活動として実施さ れてきたが、ボトムアップ形の小集団 活動として新たな活動を開始した。そ の過程で主管部門は、経営企画室から 品質保証室 品質保証Gとなり、全社 的な活動状況の管理も適切に実施され ている。 また、本活動の一環としての「指導・ 推進タスクとの意見交換会」には社長 も参加されるなど、小集団活動に対す る力強いサポートが感じられる。	改善策の達成完了。 その応用展開活動を 推進中。